

弁護士法人

小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<https://kmlaw.jp>

K & M
レポート

発行：令和5年12月 Vol.37



変化と柔軟性を活かす

長く続いたコロナ禍の中で私たちは新しい生活様式を実践してきましたが、その中には収束後も欠かせないと感じられるほど定着したものが沢山あると思います。

中でも、IT化の進展は目覚ましく、今ではウェブ会議がない日常を考えることができなくなりました。以前と比べて、出張の機会も大幅に減少しました。

IT化とは最も縁遠いと感じていた司法の世界でも、思いのほか円滑にIT化が進展しています。

現在では、民事裁判の争点整理手続は、ウェブ会議で行われることが多くなりました。私も、裁判所に向かうことが、以前よりも、かなり少なくなりました。また、民事裁判の書類も裁判所に電子提出することができるようになりました。このような新しい方法も一度実践してみると、大変便利なものであると実感しています。

今後は、執行保全倒産等の非訟事件や家庭裁

判所の調停手続等においても順次IT化が進められていく予定です。

もちろん、いくらIT化が進展しても、テレビドラマで見るような法廷での尋問や丁々発止のやりとりが最大の山場であることだけは、今後も変わらないと思います。

今回は、皆さまが普段あまり目にしない司法の世界も、日々変化していることをお伝えしました。これからも私たちの実践を通じて様々な変更と改良が加えられていくことでしょう。

このような話題を通じて、少しでも司法や弁護士を身近に感じていただけると幸いです。

弁護士法人小寺・松田法律事務所
弁護士 松田 竜



景表法の基礎知識② 「もれなく当たる」と 「くじ引き」の景品ルール



弁護士
松田 竜



弁護士
高橋 祐二

「連載 景表法の基礎知識①」では、景表法は、高額景品類を制限することで、消費者が合理的な判断により商品やサービスを選択する環境を守っていることを解説しました。このような景表法による高額景品類の制限を景品規制と呼ぶことがあります。今回は、景品規制の内、総付景品と、一般懸賞について解説します。

1 総付景品

一般消費者に対し、来店順や利用申込順など、「懸賞」によらずにもれなく提供される景品類を「総付景品（そうづけけいひん）」、「ベタ付け景品」等と呼びます。

このような総付景品の最高額は、景表法及び内閣府の告示等により、下記の金額が上限とされています。

総付景品の限度額(消費者庁のホームページより)

取引価額	景品類の最高額
1000円未満	200円
1000円以上	取引価額の10分の2

購入を条件とせず、来店者全員に景品類を提供する場合の取引価額は、通達により、原則として100円として計算されます。取引価額が100円の場合、となるので、上記の表により、提供が許される景品類の最高額は200円となります。

ただし、ある人が来店したら、通常1回で100円以上の取引をすることが見込まれる場合は、1人あたりの取引価額のうち最も低いものを取引価格とすることができる場合もあります。例えば、レストランの来店者全員が一人当たり最低1500円以上利用するという場合には、1500円を取引価額とすることができます。この場合、上記の表により、景品類の最高額は300円と計算されます。

総付景品の取引価額の算定が難しい場合もありますので、迷ったら、弁護士等の専門家に相談すると良いでしょう。

2 一般懸賞

商品・サービスの利用者に対して、くじその他の偶然性や、クイズやゲームの正誤や優劣によって景品類を提供することを「懸賞」といいます。懸賞のうち、商店街のくじ引きのような複数事業者が参加する懸賞を共同懸賞、それ以外のものを「一般懸賞」と呼んでいます。

このような懸賞の最高額は、景表法及び公正取引委員会の告示等により、下記の金額が上限とされています。

一般懸賞における景品類の限度額 (消費者庁のホームページより)

懸賞による 取引価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る 売上予定総額の 2%
5000円以上	10万円	

一般懸賞の場合は、総付景品と異なり、景品の総額について規制が設けられています。

上記の表の「懸賞に係る取引の予定総額」とは、通達により、「懸賞販売期間中における対象商品の売上予定総額」とされています。

例えば、Aスーパーで12月の1か月間に、1会計1000円以上購入した人に、抽選券を配る場合を想定します。この場合、まずは、Aスーパーで12月の1か月間に1会計1000円以上を購入する人の売上予定総額を算出し、その2%を超えない金額の範囲内で景品(当たり景品とはずれ景品の両方を含みます。)を準備する必要があります。

一般懸賞の条件をどのように設定するかによって、景品の最高額や総額が変動するので注意が必要です。迷った場合は、弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

以上

自転車も車と同じルールが適用されます

苫小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



車道を通行する自転車に接触しそうになってヒヤッとしたという相談がありましたので、自転車と道路交通法の関係について説明してみようと思います。

道路交通法上、自転車は軽車両に該当するため、同法では車両として扱われます。

そのため、歩道と車道の区別のある道路においては、自転車は車道を通行するのが原則となり(なお、普通自転車の場合、自転車道が設けられている道路では原則として自転車道を通行しなければなりません。)、車道の左側を通行しなければならないと規定されており、これに違反した場合の罰則規定もあります。

歩道を通行できるのは、道路標識等で歩道通行が許されている場合、13歳未満70歳以上又は身体の障害を有する者が運転する場合、車道や交通状況から歩道通行がやむを得ない場合とされており、その場合、歩道の中央から車道寄りの部分を徐

行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければならないとされています。

このように、自転車は車道通行が原則ですので、車道の中央を走行しているような場合は別として、車道の左側を走行している自転車は、車の側から見て危険だと思ったとしても、自転車の車道通行は道路交通法上のルールに沿ったものですから、むしろ車の方が自転車に注意して走行しなければなりません。

その他、自転車運転者にも道路交通法上の酒気帯び運転の禁止は適用されますし、令和5年4月1日施行の改正道路交通法によって、ヘルメット着用の努力義務の対象が自転車運転者全員(従来は13歳未満の児童等が対象)となったことにも注意が必要です。ヘルメット着用は、努力義務のため罰則はありませんが、会社等で自転車通勤を許容しているような場合には適正な対応が必要でしょう。

リーガルチェック

岩見沢事務所長 弁護士
小野田 充宏



リーガルチェックとは、契約書などの文書に法的な観点からみて問題がないかをチェックすることです。私の業務に占める割合も高く、毎日のように1日数件はリーガルチェックを行っています。

よくあるのは、自社で作成したり、取引の相手方から提示された契約書について、法的な観点から問題がないか(法令違反、契約が無効となるような内容は含まれていないか、自社にとって不利益な点はないか等)をチェックしてほしい、というご依頼です。弁護士としては、示された契約書の内容を確認した上で、法令違反の可能性があれば削除や修正、あるいは監督官庁へ事前相談をすべきことを助言したり、この契約内容ではトラブルが発生した場合にはこのような結果となるリスクがある旨を指摘したり、自社のリスクをカバーするために必要な条項が盛り込まれていないならばそのような条項を追加するよう提案する、などといった形でリーガルチェックを行い、結果を報告します。

さらに、新たなビジネスに取り組むケースなどが典

型ですが、他の取引の契約書を参考に契約書案を作ってみたものの、本当にこれで十分か?といったご相談を受けることも少なくありません。この場合は、上記のような点のほか、これから取り組みたいビジネスの内容についてご説明を受けた上で、契約内容がビジネスの実態に適合したものになっているか、なっていない場合の修正案等についても検討します。

最近では、AIを活用したリーガルチェックのサービスもあります。日々多くのリーガルチェックを行っている私の感覚では、提示された契約書に書いてあることに問題がないかをチェックするのは自分自身で行った方が早くて正確ですが、「書いていないけれども盛り込んでおいた方がよいかもしれない」といったことを確認するにはAIサービスは役に立つように思っています。

リーガルチェックは、紛争を予防したり、紛争が発生した場合のリスクを軽減するために有用ですので、ぜひご相談いただければと思います。

チャットGPTは 弁護士業務に使えるか

弁護士
熊谷 建吾



教育現場やビジネスシーンで何かと話題の「チャットGPT」。使ったことがあるという方も多いかと思えます。近い将来様々な仕事がAIに取って代わられると言われていますが、弁護士業務はどうかかと思ひ、チャットGPTで試してみました。

様々な質問をチャットGPTに投げかけてみた結果、「思ったよりは使える」というのが率直な感想。たとえば、「非公開会社における新株発行にあたっての留意事項は？」と質問すると、会社法上必要となる手続き等について網羅的に回答してくれました。こうした制度や手続きに関する一般的事項について見落としがないかチェックするには有益かもしれません。

反面、個別具体的なケースについての思考は得意

ではないようです。私の方で事実関係を具体的に設定し、「この事件の代理人弁護士として訴訟上どのような主張立証をすべきか」と質問したところ、チャットGPTからは妥当と思われる回答はほとんど示されませんでした。例を挙げると、「A社の債権者がA社から事業を承継したB社に対して請求することは可能か」という質問に対して、「A社からB社への相続を主張すべきである」という珍答(当然ながら相続の規定は人間のみに適用され、法人には適用されません)。

総じて言えば、現時点では弁護士業務のほとんどの部分はAIには難しいという結論です。もともと、技術は進化するのが常ですので、慢心せずAIに負けないように精進したいと思いました。

請負契約と派遣契約の区別を 厳密に理解していますか

～実態の伴わない請負契約が偽装とされた判例から～

弁護士
細谷 祐輔



請負契約とは発注者が請負人に仕事の完成を依頼する契約です。請負人は雇用契約に基づき自社の従業員の指揮監督を行います。発注者と請負人の従業員との間には直接の指揮監督関係はなく雇用関係ありません。しかし、形式は請負契約とされていても実態は労働者派遣等の他契約と異なる場合があります。

今回ご紹介する裁判例は、発注会社の工場内で継続的に稼働してきた請負会社の従業員らが、契約は偽装請負であり、発注会社と請負会社の従業員との間に雇用契約が成立していると主張した事例です。

裁判所は、労働者派遣と請負との区別に関する通達の判断区分に基づいて、本件契約は偽装請負であり、実態として請負会社は労働者派遣をしていたのと相違ないものと判断しました。

理由として、①作業手順や会議の開催等は発注会社の従業員から直接指示されていたこと、②請負会社の代表者が従業員の労働実態を把握しておらず、労働時間を管理していたとは認められないこと、③請

負会社の従業員が有休休暇を取得する際は発注会社の従業員に連絡しており、欠員の調整は発注会社が行っていたこと、④請負会社に請負業務の工程で必要な社員教育を行うノウハウがあったとは認められないといった事実が指摘されています。

また、労働者派遣法40条の6第1項5号は、同法の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、労働者派遣の役務の提供を受けた場合においては、役務を提供した労働者に対し、労働契約の申込みをしたものとみなすと規定しています。

本件では、偽装請負状態が解消されずに継続されていたことから発注会社に偽装請負の目的があったと推認された結果、労働契約の申込みをしたとみなされ、申込みを承諾した請負会社の従業員との間で労働契約の成立が認められました。

契約上請負とされていても実態が伴わなければ偽装請負と評価される場合があります。形式と実態に不一致がないか配慮しなければなりません。

最高裁判決から 「トランスジェンダーの トイレ使用制限について」



滝川事務所長 弁護士
村田 雅彦

【はじめに】

最高裁判所は本年7月11日、国がトランスジェンダーの国家公務員に対し、トイレの使用制限を行う処遇を撤回しなかった措置が違法であるとの判断を示しました。

【最高裁の判断の概要】

この職員は、①健康上の理由で性別適合手術を受けていないものの、10年以上にわたり女性ホルモンの投与を受けていた。②性衝動に基づく性暴力の可能性が低いとの医師の診断を受けていた。③この職員は、職場においても4年以上にわたり女性として生活を送っていた。④この職員の下承のもと行われた性同一性障害についての説明会において、この職員が執務階の女性用トイレを使用することについて明確に異を唱えた職員がいなかった。⑤説明会の後、この職員が女性用トイレを使用することでトラブルが起きたことはなかった。⑥説明会から人事院判定に至るまで約4年10か月間、トイレの使用制限を行う処遇の見直しが検討されたことがなかった。

最高裁は、以上の事実を踏まえて、人事院が判定を行った平成27年5月29日時点では、この職員が女性用トイレを自由に使用することについてトラブルが生ずることは想定しづらく、特段の配慮をすべき他の職員の存在が確認されていなかった。以上のことから、この職員に不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかったとして、国の措置を違法と判断しました。

【この判決をどのように考えるべきか】

最高裁は、具体的な事実を詳細に取り上げ、今回

の判断を行ったものと考えられます。企業の規模や内容を問わず、一律にトランスジェンダーにトイレを自由に使用させなければならないという評価をしている方もいるようですが、これは誤解であると考えられます。

今後の各企業の取り組みについては、今崎幸彦裁判官の補足意見が参考になると思われるので、その一部を紹介します。

「この種の問題に直面することになった職場の施設管理者や人事担当者等は、トランスジェンダーの置かれた立場に十分に配慮し、真摯に調整を尽くすべき責務がある。

本件のような事例で、同じトイレを使用する他の職員への説明や、その理解のないまま、自由にトイレの使用を許容すべきかという、現状でそれを無条件に受け容れるというコンセンサスが社会にあるとはいえないと思われる。

職場の組織、規模、施設の構造その他職場を取り巻く環境、職種、関係する職員の人数や人間関係、トランスジェンダーの職場での執務状況など事情は様々であるため、一律の解決策になじむものではない。現時点では、トランスジェンダー本人の要望・意向と他の職員の意見・反応の双方をよく聴取した上で、職場の環境維持、安全管理の観点等から最適な解決策を探っていくという以外に方法はない。」

と述べています。

そのため、このような問題に直面した場合には、以上のような事情を考慮し、特にトランスジェンダーと他の職員それぞれから十分に意見を聴きながら、双方の利益調整を図っていくほかはないと思われれます。



賃料の妥当性に疑問を持ったら、 まずご相談を。

弁護士
角 大祐



新型コロナウイルスの蔓延や物価の変動が激しい昨今、賃貸物件の賃料が高すぎる、あるいは低すぎるため、賃料を変更したいという相談を受けることが増えています。

不動産の賃貸借契約について定める借地借家法では、当初定めた賃料が、税金や物価の変動、近隣の家賃相場との比較その他の事情を考慮して、不相当に高くなった場合又は低くなった場合には、賃料の増減額請求ができると定められています。

たとえば、数十年、賃貸借契約が継続し、①数十年の間に物件の周辺が開発され、当初に定めた賃料が現在の周辺の賃料相場よりも著しく低くなった場合、②逆に、数十年の間に建物が劣化し、周辺の同様の築年数の物件に比べて賃料が著しく高くなった場合などが賃料の増減額の対象となる典型例です。また、特殊なケースとして、賃貸人と賃借人が親族で

あるなどの事情によって賃料が低額に設定されていた場合に、賃貸人が変わるなどの事情変更によって賃料の増額が認められた例もあります。

現在の賃料が不相当であるとして、問題となるのは相当な賃料が「一体いくらになるか」です。賃料増減額の紛争解決は、一般的に、交渉、民事調停、訴訟という流れで進みます。訴訟においては、多くは、不動産鑑定士による鑑定に基づき相当な賃料を認定します。他方、交渉の段階では、話し合いで解決する可能性を踏まえ、不動産鑑定までは行わない場合もあります。

不動産鑑定には20万円～50万円程度の費用も掛かります。もし、現在の賃料に疑問がある場合は、実際に賃料の増減額請求を行うべきか否かのほか、不動産鑑定を行う時期なども含めて、まず弁護士にご相談いただければと思います。

16歳未満に対する性犯罪は 厳しく罰せられます

弁護士
大塚 智子



令和5年6月、性犯罪に関する法改正が行われ、7月から施行されています。改正内容は多岐にわたりますが、今回は、子どもに関連する以下の2点について、説明します。

まず、性的行為への同意を判断できるとみなされる年齢（いわゆる性交同意年齢）が、13歳から16歳へと変更されました。そのため、16歳未満の者に対して性的行為をした場合、同意の有無にかかわらず、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪が成立しうることになりました。

改正前の性交同意年齢（13歳）は、明治時代に定められたもので、先進国で最も低い水準でした。そのため、従前より、時代にそぐわず低すぎるなどの指摘がなされており、今回の年齢引き上げがなされたようです。

次に、16歳未満の者に対し、わいせつ目的で、①

嘘をついたり、金銭を与える約束をするなどして面会を要求すること②その結果、面会すること、また③わいせつな写真や動画を撮影して送るよう要求すること等については、犯罪として処罰する規定が新設されました（16歳未満の者に対する面会要求等の罪）。

これは、子どもがSNSを通じて知り合った大人や、近い立場の大人から性的被害を受けるケースが後を絶たないこと等から、新設されたものです。

なお、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪や、16歳未満の者に対する面会要求等の罪等については、同世代同士の交際が処罰されることがないよう、相手が13歳以上16歳未満で同意があるような場合には、行為者が5歳以上年長であることが要件とされています。

元気なうちに自分の終末医療について 考えてみませんか

弁護士
小寺 正史



胃瘻等の延命治療を受けたくないとの相談を受けることがあります。その場合には、「尊厳死宣言」という文書の作成を提案しています。この文書は、治療しても回復する見込みがない状態の折に、胃瘻等の医療行為を拒否し、緩和治療のみを希望するものです。

なお、胃瘻を巡っては、忘れられない出来事がいくつかありますので、その一つを参考までにご紹介します。

Aさんは認知症で施設に入院し、キーパーソンは甥のB氏でした。症状が悪化して胃瘻が必要な状態となり、医師はB氏に胃瘻について判断を求めました。B氏は、Aさんから何も聞いていなかったのが悩みましたが、ある親族から「Aさんを殺す気か」と言われ、胃瘻を選択しました。その後、B氏は、施設に見舞いに行く度に、ベッドで一人で横たわり何の反応もしないAさんを見るにつけ、「叔母は胃瘻を望んでいたのだろうか」、「このような状態で生きることを望んで

いなかったのではないか」、「自分は叔母を苦しめているのではないだろうか」と深く悩みました。B氏から悩みを伺い、私は終末治療の難しさを痛感したものです。

回復が困難な病状と医師から伝えられても、それはその時の医療水準を前提にしたものであり、将来において治療が可能になるかもしれません。また、意思の疎通ができなくても、意識が無いとは限りません。したがって、このように医師から伝えられた場合、痛みを和らげる緩和治療のみを選択するか、できる限りの医療を選択するかは大変難しい問題です。

このように、家族は医師から胃瘻等の終末医療の相談を受けた時に大変悩みます。家族間で対立する場合があります。そのようなことがないように、自分のお考えを家族に伝え、できれば書面を家族に残すとはとても大事なことだと思います。

令和6年から、明示する 「労働条件」の項目が増えます。

社会保険労務士
定蛇 萌



使用者が労働者を雇い入れる際には、労働時間、賃金等の労働条件を書面で明示することが法令で定められています。また、明示する事項も決まっています。労働基準法等の改正により、令和6年4月1日以降、明示する事項が増えます。①就業場所・業務内容変更の範囲②有期契約について更新上限の有無③無期転換申込権が発生する場合にはその事実と転換後の労働条件の3点です。

このうち、無期転換申込権とは、同じ使用者との間で定期契約が通算5年を超えると、労働者が次回の契約からは期間の定めのない契約に転換するよう申込みできる権利です。なお、申込みがあった場合に使用者は断ることはできません。この申込権があることを使用者が労働者に対して積極的にお知らせする義務は今までありませんでしたが、改正後は無期転換権を有する労働者に対しては、契約更新ごと

に、その権利があることと、無期転換後の労働条件を明示する必要があります。なお、転換後は直ちに正社員になるという誤解があるようですが、決してそうではありません。従前、有期契約であったものが、期間の定めのない無期契約になるというだけです。

それでは、無期転換された社員について適用される契約期間以外の労働条件は転換前のままなのか、もしくは変更があるのか。社内での取り決めはどうなっていますか。特に、定年は有期契約のときには定めがないものですので、事前に定めておかないとトラブルになる可能性があります。

法改正に向けて、自社で運用している労働条件通知書もしくは雇用契約書の見直しと、無期転換権の申込みがあっても慌てないように、無期転換ルールと社内での対応を確認しておきましょう。



*写真は、ワインを通じて出会った友人(Yoshiyuki Akiko氏)が撮影したものです。

好きなものから広がる出会い 職員 田鎖 里英

「趣味は何ですか？」と聞かれると、美味しいものを食べることに美味しいお酒をいただくこと、と答えています。それは趣味なのか？と言われてそうですが…

美味しいお酒、特にワインが大好きで日本のワインの中では、空知のワインがお気に入りです。

私が住んでいる空知地方には現在、8軒のワイナリー(ブドウ畑と醸造所)と12軒のヴァンヤード(ブドウ畑)があります。空知地方の気候はドイツに似ていると言われていたため、ドイツのブドウ品種が多く栽培されていますが、土壌等の違いから、同じ北海道で同じ品種のブドウを栽培している他の地域のワインとは、また違った味わいのワインができています。

ワイン好きが高じてとくと、ワインエキスパート(ソムリエ)資格を取りました、と続きそうなところですが…

友人たちとワインを飲んでいる時に、ふと、ワインってブドウからできているけど、ワイン用ブドウは具体的にどう育って、ワインになっていくのだろうかと思ったのがきっかけで、一番楽しい(と言われている)収穫のお手伝いだけではなく、どうせならブドウが生育するところからを知りたいと、友人のブドウ畑に通うようになりました。通うと言っても、行けるのはほんのたまにで、できることにも限りがありますが、ワインを飲んでいるだけではわからない、ブドウのあれこれを知ることができています。

元々、アウトドアも畑作業も全くしない私は、まず、農作業用の長靴や衣類を買うことから始め、今では収穫時に使用するハサミやイスも揃えました。

雪解けが進むと、落ちていた枝を拾い、害虫の駆除をし、花が咲き終わると花カス(小さな実に残っている花冠)を取る作業、伸びた枝の誘引に伸びすぎた枝の伐採、実がなると病気の実やカビのついた実の除去など、畑の主に細かく説明を聞きながら、作業をしています。

また、リリースされたワインを飲んで、あの年はこんな気候だったよね、あの作業は大変だったね、と一緒に畑に通っている友人たちとの会話も楽しめるようになりました。今年のように、気候が不安定で、暑い日が続いていると、今年のブドウは大丈夫なのか？と心配をしたり(笑)

おかげで、趣味というのは申し訳ないですが、ブドウ畑に行くことが趣味にもなっています。また、趣味を通じて、たくさん人に出会い、ワイン以外にも様々なものを作っている生産者の方とも知り合うことができています。

ワイン好きな方は、ぜひ、ブドウの収穫のお手伝いや畑の見学に出かけてみてください。今までとは違った視点で、新たな美味しさや興味を発見できるかも知れません。

いつもK&Mレポートをご覧頂き、ありがとうございます。ご意見、ご感想などありましたら、以下のアドレスまでメール頂ければ幸いです。皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしく願い致します。

✉ kmreport@kmlaw.jp

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <https://kmlaw.jp>

●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階

TEL 0126-22-3380 / FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号

TEL 0125-23-8455 / FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101